ぱあとなあ名簿登録者のための

「しおり」

【2012 年 5 月版】

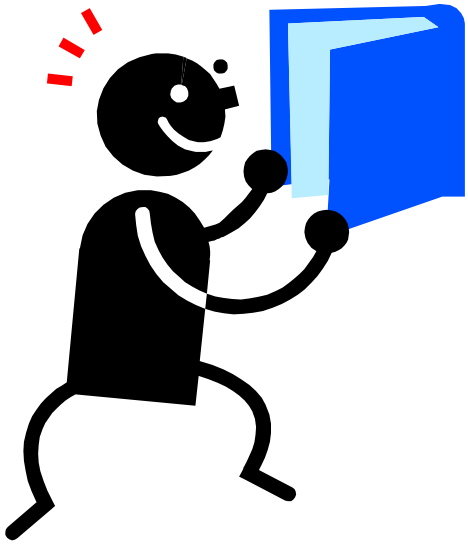

社団法人日本社会福祉士会

成年後見委員会

ぱあとなあ名簿登録者のための

「しおり」

目　　　次

目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

＜付録＞参考記録シート集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

社団法人日本社会福祉士会ホームページリンク集一覧・・・・・・・・・・2

１　社会福祉士のミッションと「権利擁護センターぱあとなあ」・・・・3

２　ぱあとなあ名簿登録者の「しおり」発行の目的・・・・・・・・・・・4

３　後見事務スケジュール

（１）法定後見の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

（２）任意後見の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

４　被後見人等の状況に変化のあった場合の対応・・・・・・・・・・・・8

５　実務の場面で困ったときの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

６　受任者の状況に変化があった場合の対応・・・・・・・・・・・・・１１

＜付録＞参考記録シート集一覧

（１）個別事案記録

No.	参考記録シート
1	個票１　関係図
2	個票２　福祉・医療サービス
3	本人の希望
4	○○さんの歴史
5	活動記録
6	現金出納帳
7	年間収支表

（２）名簿登録者（わたし）の記録

No.	参考記録シート
1	受任履歴記録
2	研修受講記録

社団法人日本社会福祉士会ホームページ　リンク集一覧

No.	項　　目	
1	ぱあとなあ活動報告書	※
2	任意後見（移行型）契約前チェック報告書（記入シート）	※
3	社会福祉士賠償責任保険制度運用規程	※
	ぱあとなあ保険パンフレット　保険事故報告書（記入シート）	
4	社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領	
5	社会福祉士の行動規範	
6	権利擁護センターぱあとなあに関する規則	※
7	権利擁護センターぱあとなあに関する委員会規程	※
8	権利擁護センターぱあとなあ成年後見人候補者名簿登録規程	※
9	生涯研修センター成年後見人養成研修規程	※
１０	権利擁護センターぱあとなあ手数料細則	※
１１	成年後見事業被害者救済制度基金支払い手順要領	※

※印は、会員ページへのログインが必要です。

内容の見直し等で工事中の場合もありますが、ご容赦ください。

１　社会福祉士のミッションと「権利擁護センターぱあとなあ」

（１）社会福祉士のミッションと成年後見活動

社会福祉士は、倫理綱領と行動規範に基づき、すべての人が尊厳をもって地域社会で暮らせるよう支援する専門職である。社会福祉士はソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを持ち、「声にならない声」を聴き、誰もが人生の主人公として、自分らしい生活を地域で当たり前に続けられるよう支援することに使命感を持っている。それが専門職としてのミッション（使命）である。

人権と権利に根ざした成年後見人等として活動するために、社会福祉士会は「権利擁護センターぱあとなあ」を立ち上げた。専門職としてのミッションを具現化し、成年後見活動に関する社会的要請の一翼を担うため、「権利擁護センターぱあとなあ」は成年後見等受任者を支援する仕組みを構築している。

（社団法人日本社会福祉士会編集「権利擁護と成年後見実践」民事法研究会、平成 21 年より一部抜粋）。

（２）　「権利擁護センターぱあとなあ」の役割・機能

「権利擁護センターぱあとなあ」が行う事業は、①成年後見人等の養成および高度な質の維持・向上のための研修、②成年後見人等の名簿登録、③成年後見人等の紹介、④成年後見人等への支援、⑤権利擁護および成年後見制度に関する調査、研究および普及活動を行うことである（生涯研修センター成年後見研修規程、権利擁護ぱあとなあ運営規程）。

個々の受任者を支援するために「都道府県士会ぱあとなあ」の体制を整備し、「日本社会福祉士会ぱあとなあ」は「都道府県士会ぱあとなあ」を支援するという役割分担のもと、さまざまな取組みを行っている。

「新公益法人制度」に伴う社会福祉士会の組織移行が予定されているが、「権利擁護センターぱあとなあ」を立ち上げた意義・目的は不変である。

（３）　「ぱあとなあ名簿登録者」の責務

「権利擁護センターぱあとなあ」は「ぱあとなあ名簿登録者」を中心とした社会福祉士会会員で組織されている。受任に際し「ぱあとなあ名簿登録者」が必要な支援を得られるよう、「都道府県士会ぱあとなあ」の体制整備を行うことは急務であるが、同時に「都道府県士会ぱあとなあ」及び「日本社会福祉士会ぱあとなあ」を組織・運営するのも、私たち「ぱあとなあ名簿登録者」一人ひとりである。

「ぱあとなあ名簿登録者」には次の責務がある。

①倫理綱領や関係書籍、資料などを熟読し、自らの実践を常に振り返る
②都道府県士会ぱあとなあで開催される事例検討会や研修へ積極的に参加する
③都道府県士会ぱあとなあの面談・グループディスカッション等を活用する
④都道府県士会ぱあとなあの運営にさまざまな形で参加し、役割を担う
⑤都道府県士会の会員であることを意識した実践を継続する

２　ぱあとなあ名簿登録者の「しおり」発行の目的

（１）　不祥事を受けて行われた面談から見えてきたこと

2009 年度に発覚した社会福祉士による 2 件の不祥事は、社会福祉士及び社会福祉士会の信頼を損なうのみならず、成年後見制度そのものを揺るがす事件であった。2010 年度に「日本社会福祉士会ぱあとなあ」が提案した「緊急対応」による全受任者への面談は、「都道府県士会ぱあとなあ」と名簿登録者の多大な協力のもと実施された。

面談の結果、受任者が日々抱える課題や困難性が明らかになり、「受任者支援の仕組み作り」が急務となった。その一環として、「ぱあとなあ名簿登録者」が後見事務を行う際の基本的な考え方を常に確認できるよう、携行できる「受任の手引き」をまとめることが検討され、「しおり」として発行にいたった。この「しおり」は受任者が孤立せず、独断による不適切な後見活動を防ぐための「受任者支援の仕組み」の一つである。

（２）「しおり」の位置づけと活用方法

日本社会福祉士会では、次の出版物を発行している。

書名	出版社	出版年	出版の目的
支援者のための成年後見活用講座　第 2 版	日本社会福祉士会	2011 年	現場の支援者が申立の援助ができるようになる
権利擁護と成年後見実践 社会福祉士のための成年後見入門	民事法研究会	2009 年	成年後見人養成研修基本テキスト。後見制度を理解し受任できるようになる
改訂 成年後見実務マニュアル Ｑ＆Ａ	中央法規出版	2011 年	受任者向けに、後見実務の各論が理解できるようになる

これらの出版物に加え、「しおり」は「ぱあとなあ名簿登録者」が受任する際に、共通に理解しておいて欲しい事項、基本的な後見事務の方法、特に注意して欲しい事項を盛り込んだ。判断に迷った時の後見事務の基本的な指針を示している。

「しおり」は、本体部分と付録部分に分かれている。本体部分に「都道府県士会ぱあとなあ」における受任者支援の体制を加えて、「ぱあとなあ名簿登録者」へ配付をしていただきたい。その際、付録部分を適宜選択して活用してもらいたい。

「しおり」は、日本社会福祉士会ホームページで会員が閲覧、ダウンロードできる。「都道府県士会ぱあとなあ」での研修等で、是非活用して欲しい。

後見事務は実践を積むことで課題が明らかになり、より適切な方法が開発できることがある。事例により優先事項や方法が異なる場合もある。実践を重ね、検証していくことで、「ぱあとなあ名簿登録者」の「後見力」を高めていきたい。

それに伴い、「しおり」もバージョンアップが必要である。「しおり」を活用いただき、是非ご意見をいただきたい。また今後の改訂にもご協力をお願いしたい。

3 後見事務スケジュール

(1)法定後見の場合

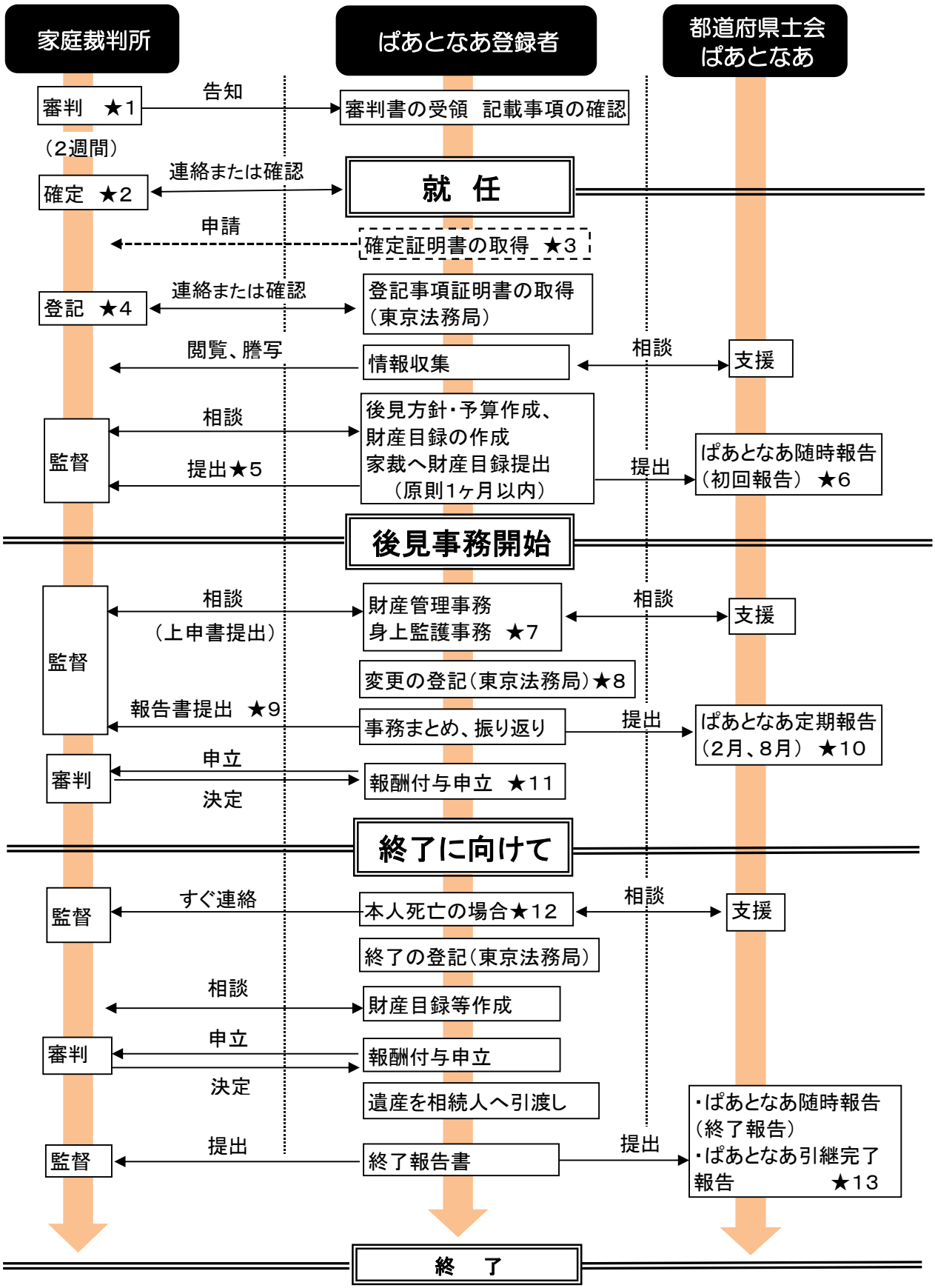

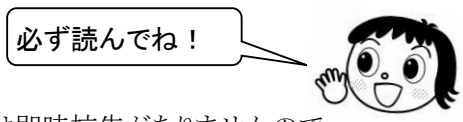

＝解　説＝

★1　後見人等交代で就任する場合、後見人等選任には即時抗告がありませんので、
審判が出たら同時に決定、就任となります。

★2　審判内容が確定するまでは、就任ではなく、候補者には何も権限がありません。

★3　登記が終了するまでは、審判書と審判内容の確定証明書とで後見人等の証明ができます。
確定証明書は審判をした家庭裁判所で発行してもらえます（有料）。

★4　後見開始時の登記の手続は裁判所がします。
開始後の変更の登記、終了の登記は後見人等がします。

★5　財産目録提出までは、後見人等には緊急な事項以外権限がありません。
なるべく期日通り提出しましょう。
家庭裁判所へ提出する文書は、各家庭裁判所（支部）所定の様式に従って作成します。

★6　ぱあとなあ名簿登録者はぱあとなあへの報告義務があります（権利擁護センターぱあとなあ成年後見人候補者名簿登録規定（以後「名簿規定」）第8条）。
初回報告はすみやかに所属都道府県士会ぱあとなあへ提出してください。
ぱあとなあ活動報告書所定の様式を用いてください。

★7　本人への面会は原則月1回行ってください。

★8　被後見人・後見人等の住所等変更にともなう変更の登記は、後見人の仕事です。

★9　裁判所からの求めがなくても、年に1回は報告書を提出しましょう。
家庭裁判所へ提出する文書は、各家庭裁判所（支部）所定の様式に従って作成します。

★10 ぱあとなあ名簿登録者はぱあとなあへの報告義務があります（名簿規定8条）定期報告は期日を守って所属都道府県ぱあとなあへ提出してください。
ぱあとなあ活動報告書所定の様式を用いてください。

★11 諸事情により受け取れない場合もありますが、後見活動の必要性に対する社会的評価を得るためにも報酬付与申立を行って下さい。
報酬付与申立は報告書の提出とともに行うことが一般的です。

★12 被後見人等が亡くなった場合、亡くなったと同時に、管理している財産は遺産になり、管理権限は相続人に移っています。死後の一切の支払い、経費の支出について、誰が何にいくら支出するのか、支出できるのか、自分が行う場合はどういう立場で行うのか、よく検討してください。相談、報告、請求相手は最終的には相続人になります。
参考文献『成年後見における　死後の事務』松川正毅編　日本加除出版株式会社　平成23年2月

★13 終了時は、まず終了の報告を行い、遺産等の引継ぎが完了したら引継ぎ完了報告をします。
ぱあとなあ活動報告書所定の様式を用いてください。

後見実務中に・・・

本人の状況に変化があった場合 ↓ しおり8ページをみてください。	実務で対応に困った場合 ↓ しおり9ページをみてください。	辞任や交代を考えている場合 ↓ しおり11ページをみてください。	受任者自身の状況に変化があった場合 ↓ しおり11ページ	本人に損害を与えてしまった場合 ↓ しおり11ページ

（２）任意後見の場合

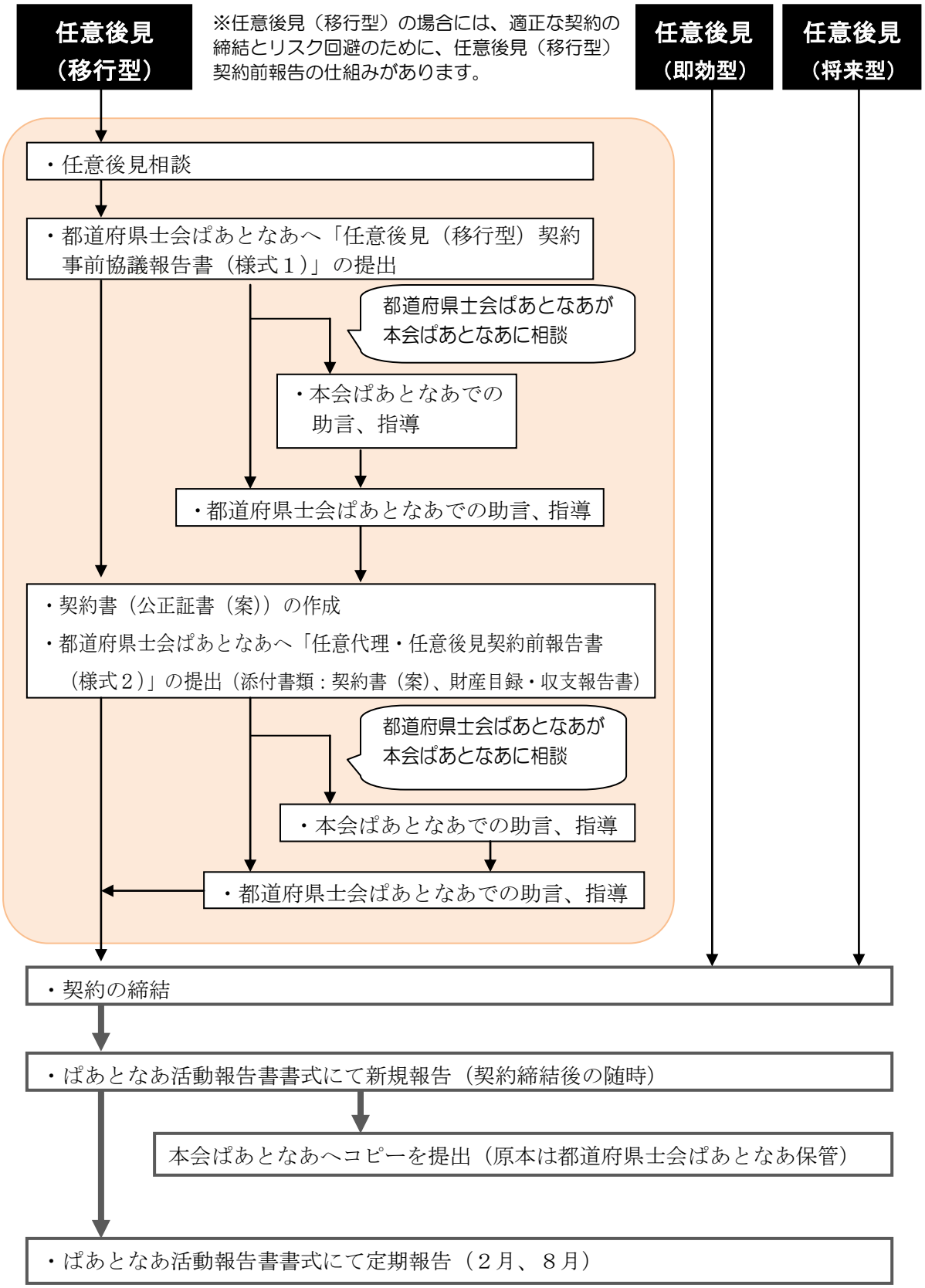
任意後見（移行型）
※任意後見（移行型）の場合には、適正な契約の締結とリスク回避のために、任意後見（移行型）契約前報告の仕組みがあります。
任意後見（即効型）
任意後見（将来型）
・任意後見相談
・都道府県士会ぱあとなあへ「任意後見（移行型）契約事前協議報告書（様式１）」の提出
都道府県士会ぱあとなあが本会ぱあとなあに相談
・本会ぱあとなあでの助言、指導
・都道府県士会ぱあとなあでの助言、指導
・契約書（公正証書（案））の作成
・都道府県士会ぱあとなあへ「任意代理・任意後見契約前報告書（様式２）」の提出（添付書類：契約書（案）、財産目録・収支報告書）
都道府県士会ぱあとなあが本会ぱあとなあに相談
・本会ぱあとなあでの助言、指導
・都道府県士会ぱあとなあでの助言、指導
・契約の締結
・ぱあとなあ活動報告書書式にて新規報告（契約締結後の随時）
本会ぱあとなあへコピーを提出（原本は都道府県士会ぱあとなあ保管）
・ぱあとなあ活動報告書書式にて定期報告（２月、８月）

4　被後見人等の状況に変化があった場合の対応

（1）居所の移動

施設入所等で登記事項証明書の住所から移動

↓

家庭裁判所へ報告書を提出

↓

住民票を移す → 東京法務局へ変更の登記

住民票を移さない

■居住用不動産を処分する場合は、家庭裁判所に「居住用不動産処分許可」の申立てが必要です。
賃貸借契約の解除も同様です。
■居所の処分する場合は、処分の必要性をよく検討してから行いましょう。
■判断に迷ったら、ぱあとなあや家庭裁判所に連絡、相談してください。

■住民票を動かす場合は、住所地特例の有無を確認しましょう。

■住民票を動かさない場合は、郵便物の確保方法を確認しましょう。

（2）被後見人等の能力回復

代理権・取消権の見直し

保佐・補助への類型変更の申立て

審判取消のための手続き

（3）被補助人、被保佐人の能力低下

代理権・同意権・取消権の見直し

保佐・後見への類型変更の申立て

■（2）（3）の場合には、権限の見直しや類型の変更を検討する必要があります。手続の方法は裁判所で確認してください。

■本人の状況を把握し、何らかの手続きの必要性を感じたら、一人で判断せず、ぱあとなあや家庭裁判所へ連絡、相談してください。

（4）任意後見契約委任者の能力低下

任意後見監督人選任申立

■委任者本人に判断能力の低下が認められ、受任者の事務を監督することができなくなってきたら、監督人選任申立が必要です。

5 実務の場面で困ったときの対応

実務の場面では、買い物を頼まれる、外出や散歩の同行を頼まれるなどの事実行為の依頼や、本来できないこととなっている医療同意や身元保証人を頼まれることがある等,判断に迷ったときに考えられる対応や考え方についていくつかの事例をここに検討してみました。

健康診断や予防接種の同意、買物の依頼などよく求められることです。あらかじめ対応を考えておきましょう。

(1)事実行為を頼まれた時

入所入院時や在宅支援の現場で
- 買物を頼まれる
- 通院の同行を頼まれる
- 外出や散歩の付き添いを頼まれる

→ まずは、「この事実行為は後見人の行うべき法律行為に付随する事実行為として支援が必要であるか」ということが判断の前提となる。

迷った時は
(5)その他判断に迷った時の対応参照

(2)権限外のことを求められた時

①医療同意を求められた時

- インフルエンザの予防注射の同意
- 手術の同意
- 入院時に身体拘束の同意

「身体拘束について緊急やむを得ない場合の3つの要件」に該当することが必要★1

→ ①成年後見人等には、成年被後見人等の医療行為に対して同意する権限がないことを病院側や施設側にきちんと説明する。
②家族がいる場合は連絡を取って同意について検討してもらう。
③家裁と相談する。

②身元保証人・身元引受人欄に署名を求められた時

- 施設入所や入院時に求められる身元保証人や身元引受けの求め

→ 利用料の支払い等について、成年後見人等の職務として対処可能なものであることを説明し、成年後見人等として署名することが望ましい。

③付与された同意権・代理権以外の対応が必要となった時

保佐類型や補助類型で付与された代理権・同意権以外の法律行為を行うと無権代理となる

→ 出来うる限り、被後見人本人が法律行為ができるよう支援する。
本人が法律行為ができない場合に類型の変更や、代理権・同意権付与の申立てを行う。

(3)苦情解決制度の利用が必要な時

- 本人からの不満や苦情の訴えがあった場合
- 本人側に立ってサービス内容をチェックしその結果契約が守られていないと判断した場合

→ 被後見人等の代弁者として、本人の意思や希望を伝える。
問題が解決されなければ苦情解決制度（法律行為）を利用する。

(4)初めて貸金庫や留守宅の解錠を行う時

第三者（関係している行政職員、地域包括職員等）の立ち会いを依頼する。

成年後見人等として不要なリスクを回避する

→ 写真等必要な記録をのこす。
活動記録をつける。活動の客観性を保つ。
第三者に対して説明責任が果たせるようにすることが必要。

(5)その他判断に迷った時

即答を避ける。よく考える。調べる。相談する。
「持ち帰って検討させていただきます」などの対応をとる

→ 都道府県ぱあとなあや家庭裁判所等に相談する。

即答を避けるためには、一拍おくなどの対応が有効。
深呼吸をするだけでも…。まずは落ち着くことが肝心。
★2「振り返りチェックリスト」を活用しよう。

★1　身体拘束について緊急やむを得ない場合の3つの要件

①切迫性	利用者本人または他の利用者の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
②非代替性	身体拘束以外に代替えする援助方法がないこと
③一時性	身体拘束が一時的であること

★2　振り返りチェックリスト

よく考える	☐　やれるとしたら根拠は何か
	☐　権限はあるのか
	☐　やれないとしたら理由は何か
	☐　本人の意思、気持ちはどうだろうか
	☐　本人の利益になっているだろうか
	☐　社会福祉士としてやってもよいことだろうか
	☐　相手が言っていることは正当だろうか
	☐　相手が本当に気になっていることは何だろうか
	☐　何が肝心なことだろう
	☐　どうしてもやってもらいたい事は何だろう
	☐　自分が気になっていることは何だろうか
	☐　自分は何が明確化すれば決断できるのだろうか
	☐　どういう言い方をすればいいだろうか
	☐　何を強調したら合意にたどりつくだろうか
	☐　どういう合意がありうるだろうか
	☐　別の視点はないだろうか
	☐　別のやり方はないだろうか
調べる	☐　養成研修でのテキスト
	☐　民法
	☐　関連法
	☐　裁判所からの冊子
	☐　解説本
	☐　倫理綱領
	☐　社会福祉士の行動規範
誰かに聞く	☐　ぱあとなあ
	☐　該当する他職種の人
他の人と検討する	☐　ぱあとなあの会議
	☐　ぱあとなあの事例検討会
判断を仰ぐ	家庭裁判所に判断を仰ぐ時には、考えを一定まとめてから。 「このように対応しようと思うのですが、どうでしょうか」
対応が終わったら	事例検討会や会議で報告しよう インシデント・レポートを書こう

他にも検討事項がないか、考えてみよう！

困った時、誰に連絡・相談したらよいのか、確認しておこう！
確認した電話番号やメールアドレスを次のページに記入しておこう！

会議や研修には積極的に参加し、他の事例から学ぼう！
様々な状況に対応できるようになっておこう！

６　受任者の状況に変化があった場合の対応

受任者の状況に変化があった場合に考えられる基本的な対応の流れについて図式化しました。対応時の参考としてください。
所属する都道府県士会ぱあとなあの対応を確認しておくとともに、受任者自身も日頃から後見事務に関するリスクに備えましょう。

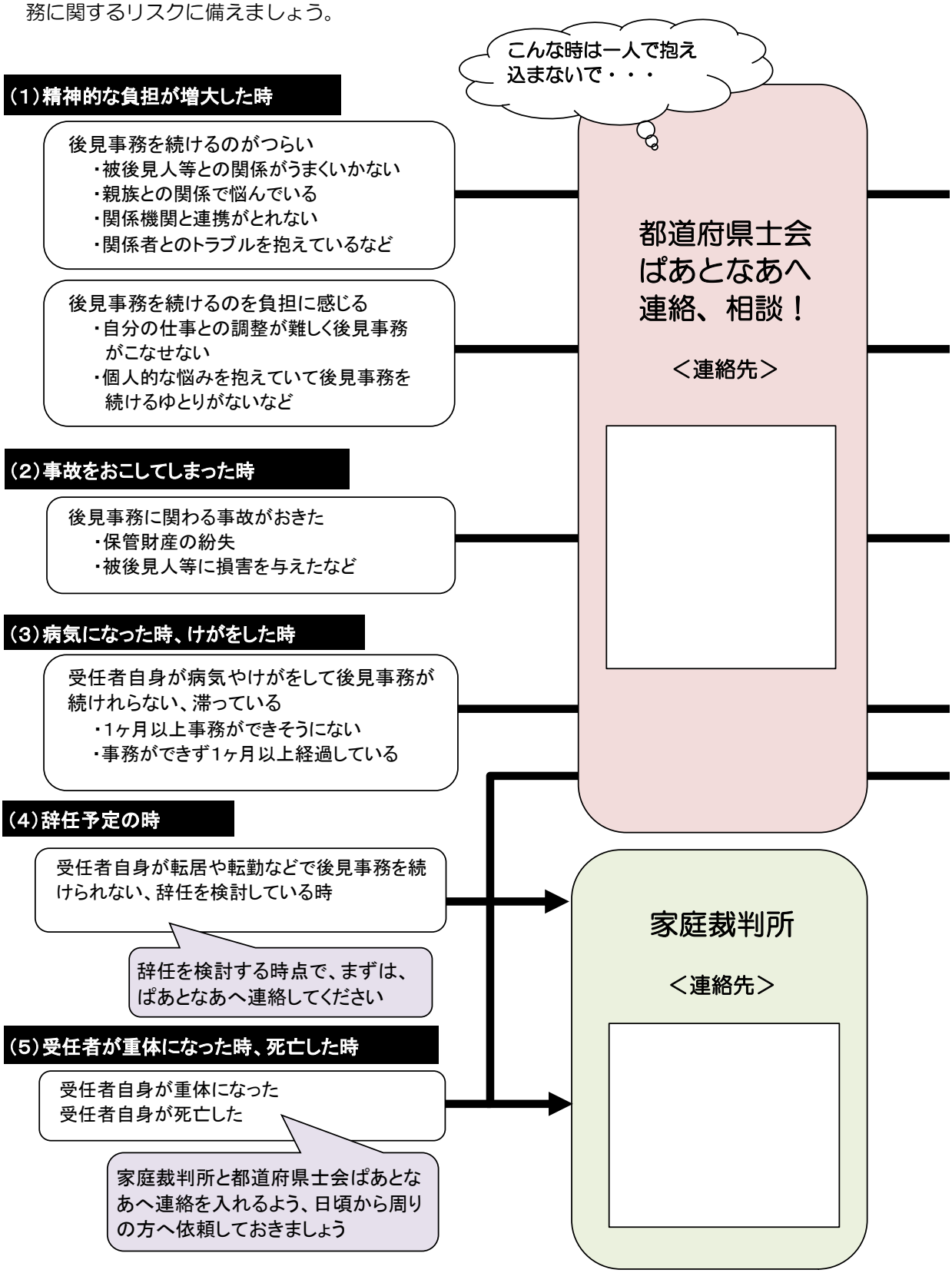

都道府県士会ぱあとなあで想定される対応例を記載しています。
所属する都道府県士会ぱあとなあの受任者支援の方法を確認しましょう。

スーパーバイザーが相談にのる

↓

受任者の状況を確認する

↓

スーパーバイザーと受任者が共に課題を整理する

↓

支援方法を検討する

★実務上の課題や悩みの解決方法の例

- 実施方法の確認、工夫、アドバイス
- 事例検討会で検討
- 研修会、学習会等へ参加
- 他職種、他機関の利用、支援要請、コーディネート
- 関係者との仲介、調整
- 先輩会員の紹介など

★事故対応は速やかに、一人で抱え込まないで。

- 状況により家庭裁判所へ報告、相談
- 案件により弁護士に相談
- 損害賠償が必要な場合、方法の検討
- 社会福祉士賠償責任保険制度Cプラン活用の検討
- 後見人等の不適切な行為により被後見人等に被害を与え、保険が適用されず被後見人等の生活が困窮している場合、成年後見事業被害者救済制度基金が用意されている

★事務量の軽減、代行の必要がある場合の対応例

- 短期間、期間が限定される場合は、履行補助者をつけることも選択肢の一つとして検討
- 状況により、後見人追加選任、監督人選任、後見人交代などの方法から、被後見人に不利益にならない対応を協議

★受任者の交代が必要な場合の対応例

- 辞任予定の場合は状況を確認
- 受任者が家庭裁判所に辞任の手続き
（成年後見人辞任許可申立、成年後見人選任申立）
- 後任候補者の紹介
- 受任者交代のコーディネート、引き継ぎの仲介など

受任者の交代は相互に連絡を取って進めます

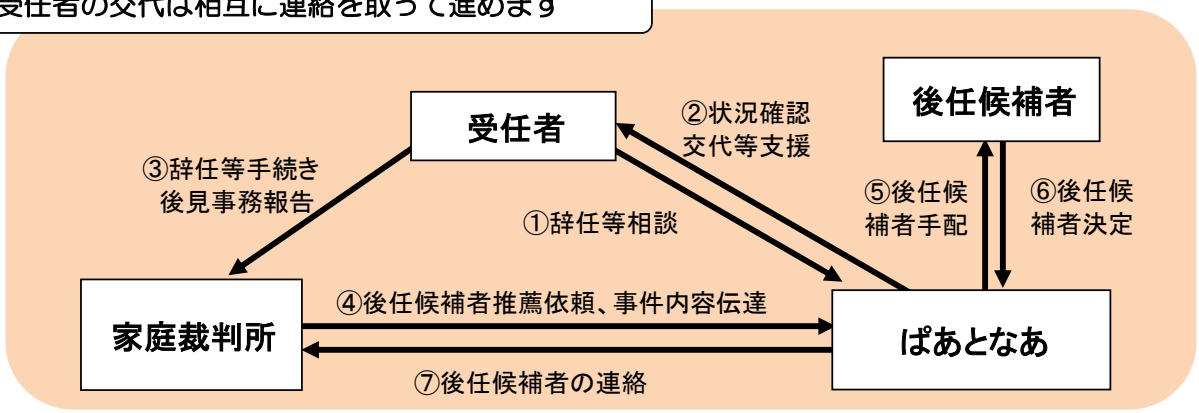

※図は例示です。実際には家庭裁判所と連絡をとって案件ごとに判断をあおぎます。